

6面から続く

高齢者地域福祉ネット
ワーク（民生委員による地域の見守り）

高齢者の方が、安心して住み慣れた地域で暮らし続けるため、必要に応じて、民生委員が近隣の方と協力し、見守り・支援の体制をつくり、地域の相談役として、住民と行政の橋渡しをしています。

対象 75歳以上のひとり暮らしの方、日中ひとりの方、高齢者のみの世帯の方、65歳以上の寝たきりの高齢者がいる世帯の方

問合せ 各地区担当の民生委員、介護福祉課包括支援係

徘徊高齢者
家族支援サービス

徘徊のある高齢者が発信器を携帯し、居場所が不明であるときに、介護者が委託事業者に高齢者の位置を問い合わせ、保護を図ります。

発信器利用の申込金およびリース料金の一部を助成します。

費用 助成基準額の10%（市民税非課税世帯は3%）

問合せ 介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

介護職員初任者研修
受講費用の助成

介護職員初任者研修を修了し、一定要件を満たす方に受講料等の一部を助成します。

対象・申込期限 次のいずれかに該当する方

▽ 市内在住で、研修修了後6か月以内に市内の介護保険事業者で就労し、3か月以上継続して勤務している方
▽ 市内の介護保険事業者に

3か月以上継続して勤務している介護職員で、研修修了後も継続して勤務する方（市外在住の方も可）
助成内容 受講料等の2分の1（上限3万円。100円未満切り捨て）

申請書配布 介護福祉課（市役所第二庁舎2階）で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

その他 1人1回まで、その他の給付制度との併用はできません。

問合せ 介護福祉課高齢福祉係

高齢者特別生活援助

衣類の入れ替え、大掃除、大家具の移動、照明器具の交換等を援助します。

年間2回利用でき、1回2時間を限度に作業員2人を派遣し、援助します。

対象 市内在住で次の要件をすべて満たす方

▽ 市民税非課税世帯
▽ 日常生活援助が必要な虚弱な方
または要支援・要介護と認定された方

費用 1割負担

問合せ 介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

自立支援
日常生活用具の給付

① 腰掛便座、入浴補助用具、手すり、スロープ（基準額は年10万円まで）
② シルバーカー（基準額1万5千円）、一本つえ（基準額4千300円）



特別短期生活介護（緊急ショートステイ）

介護が必要にもかかわらず、介護者の急病、事故、災害、葬儀、その他の緊急を要する理由で介護ができないときに、一時的に施設で介護します。（原則、1回7日以内）

費用 1日10千円。（食費、管理費等は別途必要）

問合せ 介護福祉課高齢福祉係

自立支援
住宅改修の助成

① 住宅改修予防給付 手すりの取り付け、床段差の解消、床材の変更、扉の取り替え、便器の取り替え等

② 住宅設備改修給付 浴槽、流し、洗面台の取り替え、便器の洋式化等

対象 要介護認定で①は「非該当」、②は「非該当」、要支援または「要介護」と認定された高齢者で、身体的理由で住宅改修が必要と認められる虚弱な方

費用 助成限度額の10%または20%（市民税非課税世帯は3%）

※ 助成限度額 ①1家屋20万円②1家屋37万9千円

を超えたる部分は、利用者負担となります。

問合せ 介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

寝具乾燥

寝具乾燥（敷き布団2枚、掛け布団1枚、毛布1枚）を、月1回無料で行います。

対象 ひとり暮らし、または高齢者のみ世帯のうち、心身の障がい、傷病などの理由で寝具類等の衛生管理が困難な方またはこれに準ずる方

問合せ 介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター



車いすの貸し出し

対象 市内在住で次の要件をすべて満たす方（詳細はお問い合わせください）

▽ 要介護認定で要介護1以下の方
▽ 他の制度で車いすの利用ができない方

貸出期間 1回につき1か月以内、年度内3回まで（継続利用はできません）

費用 1回700円

問合せ 社会福祉協議会

おむつサービス

業者を通じて、紙おむつや尿取りパット（月8千円以内）を無料で配付します。
対象 要介護認定で要介護4または5と認定された失禁状態にある在宅の高齢者（市民税非課税世帯）を介護する家族の方



状態にある在宅の高齢者（市民税非課税世帯）を介護する家族の方

問合せ 介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

地域の見守りひとり暮らしと高齢者世帯
ひとりの暮らしの方等の話し相手や日常生活の相談、福祉制度の説明を無料で行います。

ひと声訪問（牛乳等の配達）

牛乳、またはコーヒー牛乳を無料で配達し、見守りを行います。

対象 日常的に見守りが必要なひとり暮らしまたは高齢者のみの市民税非課税世帯

問合せ 介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

緊急通報システム

民間緊急通報事業者に通報できる無線発報器（ペンダント式）等を貸し出し、緊急時にボタンを押すと救急車による救助等を得ることが出来ます。

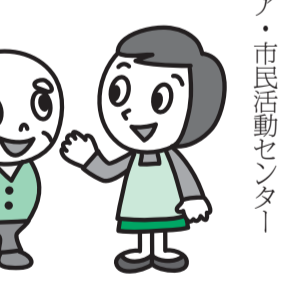
また、特に防火の配慮が必要な方には、電磁調理器等の単品給付もあります。

対象 ひとり暮らしまたは高齢者世帯で、救急車を呼ぶような慢性疾患等のため常時注意を要する方
費用 市民税課税の方は、一部利用者負担があります。

入浴券の配付（公衆浴場）
公衆浴場の無料入浴券（都内共通）を月7枚配付します。

対象 ひとり暮らしで近隣に親族がいない高齢者で、自宅にふろがなく、あっても壊れているか、身体的状況により使えない方

問合せ 介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター



高齢者福祉電話

定期的に安否確認の必要があり、近隣に親族がいないひとり暮らしまたは高齢者世帯で、電話のない方に電話を貸与します。

対象 市民税非課税世帯

費用 設置費、毎月の基本料金と通話料70円までは市が負担します。市の負担を超え

る分が利用者負担となります。

問合せ 介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

ことぶき理容券（割引券）の配付

市内のことぶき理容協力の店を利用するとき、理髪・洗髪料等が2千円割引になります。
対象 ひとり暮らしで近隣に親族がいない市民税非課税世帯の高齢者
問合せ 介護福祉課高齢福祉係、各地域包括支援センター

配食サービス
週3回を基本として夕食を配達します。

対象 要介護認定で「要支援または「要介護」と認定されたひとり暮らしまたは高齢者世帯等の方で、精神的、身体的理由等により食事の用意ができない方

※ 原則として、近隣に親族がいる場合は利用できません。

問合せ 介護福祉課高齢福祉係

家具転倒防止器具の取り付け
家具転倒防止器具等を給付し、ご自宅に取り付けます。

対象 市内在住で、ひとり暮らし高齢者、または高齢者のみ世帯（近隣に親族が居住していないこと）で、当該家屋に引き続き居住する、過去に同制度を利用していない方

その他 申込順で受け付け、予定数受け付け次第、今年度は終了します。

問合せ 介護福祉課高齢福祉係

小金井市

介護福祉課高齢福祉係 ☎042-387-9843

介護福祉課包括支援係 ☎042-387-9845

関連施設

小金井きた地域包括支援センター ☎042-388-2440

小金井みなみ地域包括支援センター ☎042-388-8400

小金井ひがし地域包括支援センター ☎042-386-6514

小金井にし地域包括支援センター ☎042-386-7373

権利擁護センター ☎042-386-0121

小金井ボランティア・市民活動センター ☎042-387-0011

桜町高齢者在宅サービスセンター ☎042-381-0006

本町高齢者在宅サービスセンター ☎042-388-8011

中町高齢者在宅サービスセンター ☎042-386-6513

社会福祉協議会 ☎042-386-0294

緑寿園ケアセンター ☎042-462-1206

小金井あみず苑 ☎042-388-7511

商工会 ☎042-381-8765

問合せ先